

# 令和6年度採用 三重県市町総合事務組合職員募集要項

## 1. 募集職種及び採用予定人員

募集職種	採用予定人員
一般事務職	若干名

## 2. 受験資格

- (1) 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項（次の各項目）に該当しない人（法律の改正等により変更場合があります。）
  - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3. 試験申込み手続き等

- (1) 受付期間 令和5年7月28日（金）～ 8月31日（木）（土・日・祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時
- (3) 提出書類

三重県市町総合事務組合職員採用試験申込書兼履歴書（試験日前6カ月以内に撮影した写真貼付）

\*1 三重県市町総合事務組合職員採用試験申込書兼履歴書（A4版2枚）は、三重県市町総合事務組合ホームページからダウンロードして使用ください。

<http://shichosogo-mie.jp/>

受付期間、受付時間内には、三重県市町総合事務組合総務課においても交付（手渡し）いたします。

また、希望により、郵送による交付もいたしますので、本組合総務課までご連絡ください（「11. 問い合わせ先」参照）。

\*2 三重県市町総合事務組合職員採用試験申込書兼履歴書の貼付写真の裏には、必ず「氏名」を記入してください。

- (4) 受付場所 三重県自治会館3階 三重県市町総合事務組合 総務課

\* 郵送提出の場合は、角型2号の封筒（A4版が入る封筒）の表面に「職員採用試験申込書」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送付してください。

なお、令和5年8月31日（木）午後5時までの必着です。

#### 4. 受験票

\* 試験申込みをいただいた方全員に、9月29日（金）付にて「受験票（はがき）」を郵送いたします。

#### 5. 第1次試験

(1) 日時 令和5年10月15日（日曜日）

- ① 受付時間 午前9時10分～午前9時40分
- ② 試験説明 午前9時45分～午前10時
- ③ 教養試験 午前10時～正午
- ④ 昼食・休憩 (正午～午後0時45分)
- ⑤ 検査説明 午後0時45分～午後1時
- ⑥ 適正検査 午後1時～（1時間程度）
- ⑦ 作文試験 午後2時00分～午後3時30分

\*作文試験の開始時間は、前後する場合があります。

(2) 場所 三重県自治会館（津市桜橋二丁目96番地）

(3) 試験内容

科目	時間	内容
教養試験（高等学校卒業程度） （択一式）	120分	時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題。文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。
事務適正検査	10分	職員としての事務の適応性（正確さ、迅速さ等の作業能力）及び職場における適応性（職業生活への適応性、性格特性等）をみる。
職場適応性検査	20分	
作文試験	90分	一般的な課題に対する表現力等の能力をみる。

(4) 持参するもの

- ① 受験票
- ② 筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）
- ③ 昼食（外食可）

#### 6. 第2次試験

(1) 日時 令和5年11月11日（土曜日）

\*時間等の詳細は、第1次試験合格者に通知します。

(2) 場所 三重県自治会館（津市桜橋二丁目96番地）

(3) 試験内容 個別面接

(4) 提出書類 最終学校卒業（見込）証明書

#### 7. 給与等

採用された場合の給与は、三重県市町総合事務組合給与条例等に基づき支給します。

（参考）

令和5年4月1日における一般事務職員の初任給は、高校卒で154,600円 短大卒で167,100円 大学卒で185,200円となっています。

#### 8. 採用予定

令和6年4月1日

## 9. その他

- (1) 受験票が10月3日(火)までに届かない場合は、三重県市町総合事務組合総務課までご連絡ください。
- (2) 身体に障がいのある方(車いす等)は、お申込みの際にその旨を申し出てください。
- (3) 館内及び館内周辺については、禁煙とします。
- (4) 館内及び周辺への駐車はできません。自家用車使用の場合は、会館東側駐車場(平地)をご利用ください。

## 10. 三重県市町総合事務組合の概要

三重県市町総合事務組合は、三重県内の全ての市町(29市町)を構成団体とする地方自治法第284条の2に定める一部事務組合(特別地方公共団体)です。

市町の行政事務の合理化・効率化、行政サービスの向上を実現するため、県内29市町の共同事業として、三重県自治会館の設置、管理及び処分に関する事務をはじめ6事業を実施しています。

- (1) 三重県自治会館の設置、管理及び処分に関する事務
- (2) 議員及び職員の共同研修に関する事務
- (3) 共有デジタル地図の共同化に関する事務
- (4) 物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務
- (5) 常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務
- (6) 消防救急無線設備(移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。)の整備及び管理に関する事務(三重県の区域を1つの区域として行うものに限。)
- (7) 上記共同事務に関連する事務として、県内市町との連携強化を図るため関係機関とともに地方行財政事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に資する事業を行っています。

## 11. お問い合わせ等

三重県市町総合事務組合 総務課 TEL 059-225-2138  
〒514-0003 三重県津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館3階  
<http://shichosogo-mie.jp/>

**※JR及び近鉄津駅から徒歩約10分**

